(お知らせ)

平成24年度悪臭防止法施行状況調査について

平成 26 年 1 月 30 日 (木)

環境省水・大気環境局大気生活環境室

直 通:03-5521-8299 代 表:03-3581-3351

室長事務取扱: 真先 正人 (内線 6510) 係 長: 桑原 厚 (内線 6543) 係 員: 中山 慧里香 (内線 6545)

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成 24 年度における悪臭防止法の施 行状況を取りまとめました。

1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成24年度末現在、全国の市区町村の73.5%に当たる1,281市区町村でした。

(2) 臭気判定士の状況

平成8年に創設された臭気判定士については、平成24年度末現在の臭気判定士免状の取得者数が3,120名(前年度3,099名)となりました。

(3) 悪臭苦情の状況

悪臭苦情の件数は、平成 24 年度は 14,411 件であり、前年度に比べ 158 件減少し、9 年連続で減少しました。

苦情の内訳を見ると、野外焼却が最も多く 4,038 件(全体の 28.0%)、サービス業・その他が 2,209 件(15.3%)、個人住宅・アパート・寮が 1,606 件(11.1%)等でした。前年度と比較すると、野外焼却に対する苦情は 60 件(1.5%)増加していますが、他の苦情件数上位の項目では減少が目立っています。

(4) 悪臭防止法に基づく措置等の状況

平成24年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情は、5,803件でした。 当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は1,700件、報告の徴収は422件、測 定は82件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは34件でした。また、悪臭 防止法に基づく改善勧告が1件行われましたが、改善命令は行われませんでした。この 他、悪臭防止に関する行政指導が1,339件行われました。

3. 調査結果の詳細

3-1. 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 24 年度末現在、全国の市区町村の 73.5%に当たる 1,281 市区町村であった (表 1)。

	区町村数	規制地域を有する 市区町村数					
111	区町竹剱						
市	789	738	(93.5%)				
区	23	23	(100.0%)				
町	746	463	(62.1%)				
村	184	57	(31.0%)				
計	1,742	1,281	(73.5%)				

表1 規制地域の指定状況(平成24年度末現在)

3-2. 臭気判定士の状況

平成8年に創設された臭気判定士については、平成24年度末現在の臭気判定士免状の取得者数が3,120名(前年度3,099名)となった。

3-3. 悪臭苦情の状況

(1) 苦情件数の推移

平成 24 年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は 14,411 件と 平成 23 年度(14,569 件)から 158 件(1.1%)の減少であり、9 年連続での減少となった。ただし、苦情件数が 1 万件前後であった平成 $3\sim5$ 年度と比較すると、依然として高い水準である(図 1)。

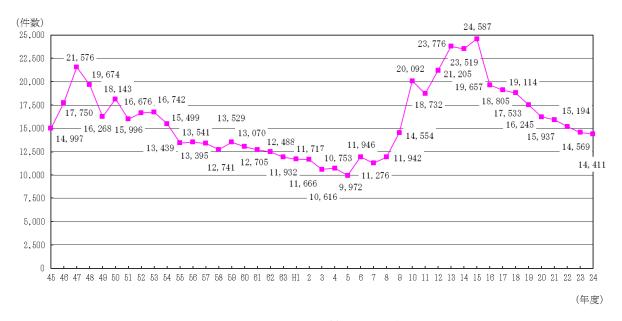


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成24年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却に係る苦情が最も多く、4.038

件で全体の 28.0% を占めた。第 2 位はサービス業・その他の 2,209 件(15.3%)、第 3 位は個人住宅・アパートの 1,606 件(11.1%)であった(図 2 、図 3)。

また、平成23年度と比較すると、野外焼却に対する苦情は60件(1.5%)増加しているが、他の苦情件数上位の項目では減少が目立っている。

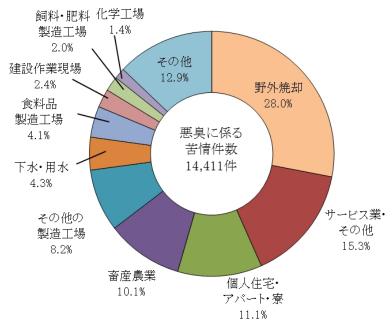


図2 悪臭に係る苦情の内訳 (平成24年度)

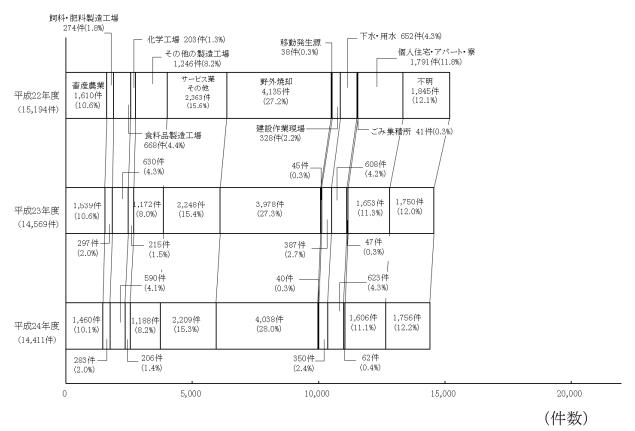


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

※四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがある。

(3) 都道府県別の苦情件数

平成24年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,629件が最も多く、次いで愛知県1,354件、神奈川県1,170件、大阪府981件、埼玉県856件の順となっている。これら上位5都府県で総苦情件数の41.6%を占めており、大都市を有する地域における苦情の多さが目立った。ただし、人口100万人当たりの苦情件数でみると、このような傾向はみられず、地域によってばらつきがあることがわかった。苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中23都道府県で苦情が減少した(表2、表3)。

主り	都道府県別苦情件数	(上位5款法位目)
75 Z	和油炉炉川古油件数	し Cイト/ り石レス目 /打 宗 /

		<u>+</u>	5情	件数	人口100万人当たりの苦情件数				
	都道府県			件数	都道府県			件数	
1	東	京	都	1,629	沖	縄	県	316	
2	愛	知	県	1,354	宮	崎	県	200	
3	神	奈 川	県	1,170	Щ	梨	県	185	
4	大	阪	府	981	愛	知	県	182	
5	埼	玉	県	856	\equiv	重	県	173	
	全		王	14,411	全	国 平	均	113	

※人口は平成24年10月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表3 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

都	道府	県	平成23年度	平成24年度	増	減		前年度 減比	都	道府	県	平成23年度	平成24年度	増	減	対前年度 増減比
北	海	道	232	228	Δ	4	\triangle	1.7%	滋	賀	県	157	129	Δ	28	△ 17.8%
青	森	県	90	89	Δ	1	\triangle	1.1%	京	都	府	381	346	\triangle	35	△ 9.2%
岩	手	県	121	100	Δ	21	Δ	17.4%	大	阪	府	822	981		159	19.3%
宮	城	県	162	182		20		12.3%	兵	庫	県	470	333	\triangle	137	△ 29.1%
秋	田	県	134	103	Δ	31	\triangle	23.1%	奈	良	県	106	115		9	8.5%
Щ	形	県	151	117	Δ	34	\triangle	22.5%	和	歌山	県	147	134	\triangle	13	△ 8.8%
福	島	県	116	129		13		11.2%	鳥	取	県	46	38	\triangle	8	\triangle 17.4%
茨	城	県	398	499		101		25.4%	島	根	県	36	46		10	27.8%
栃	木	県	277	156	Δ	121	Δ	43.7%	岡	Щ	県	205	162	Δ	43	△ 21.0%
群	馬	県	233	222	Δ	11	Δ	4.7%	広	島	県	220	220		0	0.0%
埼	玉	県	849	856		7		0.8%	Ш	口	県	153	136	Δ	17	△ 11.1%
千	葉	県	657	738		81		12.3%	徳	島	県	76	58	Δ	18	△ 23.7%
東	京	都	1,479	1,629		150		10.1%	香	Ш	県	71	86		15	21.1%
神	奈 川	県	1,227	1,170	Δ	57	Δ	4.6%	愛	媛	県	176	195		19	10.8%
新	潟	県	208	199	Δ	9	Δ	4.3%	高	知	県	35	45		10	28.6%
富	Щ	県	68	69		1		1.5%	福	畄	県	475	510		35	7.4%
石	Ш	県	75	73	Δ	2	Δ	2.7%	佐	賀	県	57	93		36	63.2%
福	井	県	127	84	Δ	43	Δ	33.9%	長	崎	県	171	177		6	3.5%
Щ	梨	県	148	158		10		6.8%	熊	本	県	111	128		17	15.3%
長	野	県	219	223		4		1.8%	大	分	県	191	161	\triangle	30	△ 15.7%
岐	阜	県	289	231	Δ	58	Δ	20.1%	宮	崎	県	225	225		0	0.0%
静	畄	県	685	550	Δ	135	Δ	19.7%	鹿	児 島	県	228	171	Δ	57	△ 25.0%
愛	知	県	1,347	1,354		7		0.5%	沖	縄	県	415	445		30	7.2%
三	重	県	303	318		15		5.0%	合		計	14,569	14,411	Δ	158	△ 1.1%

△は減少を示す

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成 24 年度の総苦情件数 14,411 件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは 5,803 件 (40.3%) であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が 1,758 件 (12.2%) であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が 6,850 件 (47.5%) であった (表 4)。

圣生源别	規制地域内	規制地域外	合計
工場·事業場	5,803	1,758	7,561
上芴* 尹未芴	(40.3%)	(12.2%)	(52.5%)
規制対象外の	5,432	1,418	6,850
発生源	(37.7%)	(9.8%)	(47.5%)
	11,235	3,176	14,411
(%)	(78.0%)	(22.0%)	(100%)

表4 規制対象とそれ以外の苦情件数

3-4. 悪臭防止法に基づく措置等の状況

工場・事業場に対する措置等の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情は 5,803 件(前年度 5,903 件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が1,700件(同1,794件)、報告の徴収が422件(同329件)、測定が82件(同67件)、測定の結果、規制基準を超えていたものが34件(同29件)であった。また、改善勧告が1件(同4件)行われたが、改善命令は行われなかった(同0件)。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が1,339件(同1,358件)行われた(表5)。

	平成23年度	平成24年度	前年度増減比
立入検査	1,794	1,700	$\triangle 5.2\%$
報告の徴収	329	422	28.3%
測定	67	82	22.4%
(うち基準超過)	29	34	17.2%
改善勧告	4	1	$\triangle 75.0\%$
改善命令	0	0	_
行政指導	1,358	1,339	$\triangle 1.4\%$
(参考) 芏情件数	5 903	5.803	∧1 7%

表5 工場・事業場悪臭に係る措置等の状況

△は減少を示す

注)苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理した苦情に対するものとは限らない。